

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号（以下、「認定法第5条13号」という。）及び定款第26条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の役員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、交通費等の費用をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は、無報酬とする。

- 2 役員には、賞与は支給しないものとする。
- 3 役員の退職にあたっては、退職慰労金は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年4月17日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、この法人が公益社団法人として認定を受けた日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成26年10月02日から施行する。